



WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 5年 8月号 No.123

<ごあいさつ>

毎日暑い日が続きますので、熱中症はもちろん、夏バテ、夏風邪や体調管理に気を付けて、夏を乗り切りましょう。皆様くれぐれもお体ご自愛下さい。

<インボイス制度のご準備について>

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として『インボイス制度』（適格請求書等保存方式）が開始されます。この制度が始まると、『インボイス』（適格請求書）と呼ばれる一定の記載事項を満たした請求書等を適切に交付・保存する必要があります。

そのため、早めに『適格請求書発行事業者』の登録申請と請求管理システム等の見直しが必要となります。

また、買手側は取引先の登録の有無・登録番号の確認・調整、仕入明細書・支払通知書の見直し、インボイスの保存方法の確認が必要となります。

・口座振替等による店舗家賃等の支払いについて
⇒『賃貸借契約書+通帳の記録』など、複数の文書で記載事項を満たし、一緒に保存をすることで対応

※既存契約については、不足事項の通知を依頼・保存
新規契約については、取引年月日以外の事項を記載

これらを併せてインボイスとする

⑦ 建物賃貸借契約書

甲〇〇と乙××は、甲が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

④ 第△条（賃料）
賃料は月 200,000 円（税抜）とし、乙は甲に対し、毎月末日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

+

③ 通帳

+

不足事項を通知

登録番号等のお知らせ
建物賃貸借契約と併せ本書の保管をお願いいたします。

② 登録番号：T〇〇〇〇…… **⑤**

適用税率：10% **⑥**

賃料：月 220,000 円（うち、消費税額：20,000 円）

<電子帳簿保存のご準備について>

令和6年から、個人事業主及び法人の方は、請求書・領収書・見積書・注文書・契約書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存する必要があります。

・改ざん防止のための措置をとる必要があります。

・『日付・金額・取引先』で検索できる必要があります。

※保存するファイル形式は問わないので、PDFに変換したものやスクリーンショットでも問題ありません。

<8月・9月の税金・労務関係>

- ① 6月決算の確定申告・12月決算の中間申告
- ② 個人事業税の納付・・・8月末日
- ③ 個人事業者の消費税等の中間申告・・・8月末日
- ④ 個人市県民税の納付（第2期分）・・・8月末日
- ⑤ 社会保険の標準報酬決定通知・・・8月頃

<若松家の出来事>

現在、長男（小5）、次男（小4）、長女（小1）、三男（年少）の父親として育児に奮闘しております。

先月は、海・川・プール、水族館、鷹の祭典、ランタン祭り、花火大会、水鉄砲大会、ワークショップなど今できる遊びをしてきました。

夏休みはまだまだ続きますので、たくさん思い出をつくりたいと思います。なお、妻の方は、夏休みに入ってから毎日子供達が家にいるため、いつも以上に奮闘しております。今後も、諸先輩方には、子育て等色々ご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町 4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

